

II-8

各種援助制度について知ろう

児童生徒の障がい種別や障がいの状態によって、本人や家族を援助するために教育、福祉、医療、労働などにおいて各種援助制度があります。特別支援学級に関連するものについては、知っておくと便利です。

特別支援教育就学奨励費

特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係費について、家庭の経済状況等に応じ、学校給食費や交通費、修学旅行費、学用品購入費等の就学のため必要な経費を国及び地方公共団体が補助する仕組みです。



各学校の事務担当者が窓口となり、各市町村の教育委員会から支給されます。

参考：[「特別支援教育就学奨励費について」](#)（北海道教育庁特別支援教育課ホームページ）

特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障がいを有する子供を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。対象となる障がいの状態は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」等に定められており、所得制限があります。



市区町村に申請すると、翌月分から支給されます。

出典、引用：[「特別児童扶養手当について」](#)（厚生労働省ホームページ）

療育手帳

知的障がいがあると判定された方に交付されます。各自治体（北海道と札幌市）において、判定基準等の運用方法を定めています。



市町村の療育手帳を担当する窓口申請します。

参考：[「障害者手帳について」](#)（厚生労働省ホームページ）

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付されます。



市町村の担当窓口で相談し申請に必要な書類を揃え、北海道知事、札幌市長が指定する医師の診断を受けます。

参考：[「障害者手帳について」](#)（厚生労働省ホームページ）

障がい者手帳は、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種の手帳を総称した一般的な呼称です。交付主体や障がい分類などの詳細については、厚生労働省ホームページで詳しく説明されています。

参考：[「障害者手帳について」](#)（厚生労働省ホームページ）



障害福祉サービスについては、「全国社会福祉協議会」が発行する「障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット」に詳細が記されています。

参考：[「障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット」](#)（社会福祉法人全国社会福祉協議会ホームページ）

